「精神特化の訪問看護」は、「医療保険」で訪問できます。

※特別な場合を除き、週３日までご利用できます。

活気がない・・・　日々沈んでいる・・・
食事もきちんと食べているのかわからない・・・　など
ご家族で当てはまる方はいらっしゃいませんか？
もしかしたら、精神疾患を患っている可能性があります。

精神疾患の方は、早期発見や早期治療を行えば、普通の日常生活を送ることができる場合があります。「あれ？」と思う言動や行動が増えたら、精神科を掲げるクリニックや訪問看護ステーションへお気軽にご相談下さい。
介護保険の上限支給額一杯であっても、精神科訪問看護指示書で医療保険での訪問看護が可能となります。精神科の実務や研修を修了した看護師が訪問します。

～ 精神疾患を患っていると下記の症状がみられます ～

- 意欲や集中力の低下が目立ち、不安やいらいらの訴えが多い
- 部屋に引きこもってぼんやりしている
- 話にまとまりがなく何を言っているのか分からない
- とっさに判断ができなくなった
- 喜怒哀楽の感情が乏しくなった
- 何に対しても関心がなくなった
- 眠れない、もしくは寝過ぎてしまう　　など

※医療保険の自己負担額は年齢や所得により医療費の１～３割負担になります。
※ご利用者の状況に応じて、限度額認定証やその他の公費の利用も可能となります。

早期発見、治療が今後を左右します。お気軽にご相談ください！

精神特化訪問看護ステーション
くれよん

344-0007
埼玉県春日部市小渕 1428-5
（電話）048-795-4405
（FAX）048-795-4406